

『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

「事業復活支援金」の概要について

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(通称“経済対策”)によると、**最大250万円**の「**事業復活支援金**」が実施されることになりました。現時点(令和3年12月1日時点)にて判明している範囲内で概要についてまとめましたので、以下ご確認ください。

<事業復活支援金の概要>

●事業目的・概要

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、来年3月までの見通しを立てられるよう事業規模に応じた給付金を支給します。【予算:2兆8,032億円】

●成果目標

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小事業者等の事業の継続・回復を目指します。

●対象者

新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以下に落ち込んだ事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分(11月～3月)の売上減少額を基準に算定した額を一括給付します。

●給付額

上限額は、売上高に応じて、三段階に設定(売上30～50%減少の事業者に対しては上限額を6割として給付)。具体的には以下の通りです。

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高1億円以下	年間売上高1億円超～5億円以下	年間売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

●事前確認(登録確認機関)

不正防止のため、事前確認を実施する「登録確認機関」の募集を行います(経営革新等支援機関、同

機関に準ずる個別法に基づき設置された機関、その他個別法に基づく土業等関連機関・者等を想定)。

●申請方法

申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とし、可能な限り簡便な手続とします。

●申請サポート

電子申請に支障がある申請者の申請サポートを実施。申請者のうち約1割をサポートできる体制を構築する各都道府県に原則1会場以上設置します。

●申請書類

確定申告書、売上台帳、本人確認書類の写し、通帳の写し、その他中小企業庁が必要と認める書類。

●給付について

申請件数は370万件を想定。基本的には申請受付から2週間以内に振り込む。審査完了後、原則、2営業日以内での振込を実施。20万件/日(1,500億円/日)の振込でも対応できる体制とする。(予定)

●コールセンター

4万件/日の相談に応じられる体制を構築する。国内に5拠点以上設置する。(予定)

●不正受給に対して

必要に応じて、刑事告発等を行う。

●その他

持続化給付金、一時支援金、月次支援金等における申請者情報等を迅速かつ適切な給付に活用する予定。またシステムも活用します。(予定)

●開始時期

・補正予算成立後、所要の準備を経て申請受付開始をする予定となっています。

なお、これらの内容は今後変更される可能性があります。随時、中小企業庁にて確認してください。

<出典>

- ・中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp>
- ・経済対策 <https://bit.ly/3ljNHzb>
- ・補正予算関連 <https://bit.ly/3nZHUah>
<https://bit.ly/3p7IAAnO>
- ・実施計画書 <https://bit.ly/3p65rz3>